



かもめ広場だより VOL. 5

2016年3月25日発行
横須賀市医師会「かもめ広場」
〒238-0005
神奈川県横須賀市新港町1-11
☎ 046-824-6430

安心して在宅医療を受けられる体制作り Part.1 在宅患者入院支援登録システム

横須賀市医師会では、在宅療養されている患者さんやご家族が安心して自宅で過ごせるよう、平成26年9月より各病院協力のもと「在宅患者入院支援登録システム」の運用を開始し、現在330名の方が登録されております。

これは、あらかじめ入院支援協力病院に患者情報を提供することでスムーズな入院が可能となり、在宅療養後方支援病院を選択することで、急な病状悪化時の入院に際しても迅速な対応が可能となります。

《ご利用にあたっての留意点》

- ・長期療養を目的とした入院ではなく、緊急時や短期間の検査や治療を目的とした入院に対応します。
- ・在宅患者さんが直接病院へ行くのではなく、かかりつけ医の判断により利用でき、必要時には医師より病院へ連絡をお願いしています。
- ・患者さんは、関係する多職種が情報を共有し患者さんの意向を尊重したサービスを提供するためのツールとして作成した「よこすかリンクパスポート」に、申し込み登録証を入れて保管します。

《在宅療養後方支援病院とは》

かかりつけ医と病院が連携して診療を行う制度です。市内では、横須賀市立うわまち病院、衣笠病院、横須賀市立市民病院が認定されており、かかりつけ医の求めに応じて、入院を希望する患者さんの診療が24時間可能な体制を確保します。万一入院治療が行えない場合は、後方支援病院が責任をもって適切な医療機関への紹介を行います。なお、診療報酬算定要件から、在宅療養後方支援病院の登録は一人1病院と限られますので、登録の際には重複の無いようご注意ください。

《在宅患者入院支援登録システムのしくみ》

患者・家族



かかりつけ医

- ① かかりつけ医は、患者・家族と相談して申込書・登録証に記入してもらい、かかりつけ医記入欄に記入後、コピーを保管。患者は申込書・登録証をリンクパスポートに保管。



よこすかリンク
パスポート



- ② かかりつけ医は、申込書・登録証を医師会に Fax 送信し届出完了。



- ③ 医師会は、かもめネットを通して各病院へ登録患者情報を提供する。また定期的にかかりつけ医と登録患者の情報を確認し、病院と診療所との情報共有を図る。

協力病院



後方支援病院



協力病院



三浦半島地区4医師会在宅医療連携に向けて

「地域包括ケアシステム」において地域医療をリードする立場にある三浦半島地区4医師会が一同に会し、それぞれの情報を共有し、医療・介護における自治体・地域を超えた連携を推進するため、三浦半島在宅医療連携会議が開催されました。在宅医療の充実が急務であること、医師同士、関連職種の良い連携を進めることが急務であるとの認識を確認し、自治体、地域の垣根を越えた(2次医療圏)連携を継続して進めていくことで意見が一致しました。

在宅医療ネットワークミーティングを開催しました

今年度は『エンド・オブ・ライフケアを学ぶ!!』をテーマに、講演会と研修会の2回にわけて、一生を終えようとする人たちとどのように向き合うのか、また最後の日々痛みや苦しみを十分にいやすための支援について、医療介護従事者を対象に開催しました。

◇ 第1弾 1月20日(水)講演会 参加者 100名

「人生の最終段階に対応できる人材育成 ～苦しむ人への援助と5つの課題～」

講師 エンドオブライフ・ケア協会理事・めぐみ在宅クリニック院長 小澤 竹俊 先生

◇ 第2弾 1月30日(土)研修会 参加者 50名

「人生最終段階における医療にかかる相談(在宅版)」

講師 医療法人財団老蘇会静明館診療所 大友 宣 先生

なお、平成28年度も実施予定ですので、奮ってご参加ください。♪



「よくわかる在宅医療&介護」を発行しました

在宅療養が必要になった時、患者さんとその家族の疑問や不安に対応するため、市民啓発用冊子『よくわかる在宅医療&介護』を作成しました。これは、かかりつけ医が患者さんに説明するときに活用するものです。いつまでも住みなれた地域で暮らしていくために必要な在宅医療・介護の情報が分かりやすく掲載されています。すでに診療所にお送りしましたが、必要な診療所には追加で配布できます。是非ご活用ください。



What's new!

在宅医療を始めてから30年弱となります。当初の訪問診療は今よりもほのぼのとしたものでした。医者としての責任は今とは変わらないと考えていますが、当時は在宅時医学総合管理料や地域包括加算などの算定にこだわらずに在宅診療をしていました。24時間の縛りはなくても夜中に呼ばれば訪問はしていましたし、夏休みなどは患者様とその御家族にお話して自分達が休むことに御理解をいただいていた。

しかし、今では在宅診療の算定の基準が厳しくなり、新しく在宅医療に取り組もうとする若い先生方の壁となってしまうています。在宅医を増やす指針を出しながらも、医療費削減のために保険請求の縛りを強くして訪問診療医を減らしてしまうというジレンマに陥っているという状況にあります。

何なんでしょうね 一体! と考えつつも算定が出来ないまま日々訪問診療を行っている毎日です。多くの先生が気軽に訪問診療に取り組める環境が整うことを願っています。

塚本 光嘉 / 横須賀市医師会 在宅医療委員会委員長